



感染者の動向

感染者数／1日*	21,686人 (減少)
累計死者数	34,664人
死者数／100万人	1,071人

(*3月19日～3月25日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	あり
実施主体	マレーシア政府 (国家安全保障委員会)、各州政府
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年8/1～混雑した公共の場でマスク着用が義務化。 ・2021年6/15にパンデミックからの出口戦略である国家回復計画 (NRP)を発表。マレーシア全域がフェーズ4へ(1/3以降)。 ・2021年10月11日～州や地区をまたぐ移動を許可。 ・ケダ州ランカウイ島、11月から外国人観光客の受け入れ再開 (※国境再開に伴い廃止予定)。 ・ワクチン接種完了者に対する隔離なし往来「ワクチン・トラベルレーン (VTL)」を順次導入。 ・4月1日からすべての国に対し、一定条件下で国境を開放 (ビジネス短信)。
日本人学校 (KL)	
・2022年1月から一斉登校再開	



空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
ANA、JAL、マレーシア航空は、東京・クアラルンプールを減便の上で運行。ANAとJALは4月以降増便。	



日本人に対する入国制限

日本人の入国	駐在員は条件付きで可
(※下記は3月末までの運用。4月1日以降に大幅変更)	
外務省渡航情報	
レベル3：渡航は止めてください (渡航中止勧告)	
制限措置概要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の入国は原則として禁止。 (※4月1日以降は可能に) ・日本人駐在員は、原則、関連機関のサポートレーター、PCR検査、入国の隔離必須→ブースター接種者は5日間、ワクチン2回接種完了者は7日間、未完了者は10日間。 (※4月1日以降の隔離は、ワクチン2回接種完了の場合は免除、未完了の場合は5日間) ・健康管理アプリのインストール必要。隔離費用は自己負担。 ・潜在投資家など、特定のビジネス目的で、短期外国人出張者 (滞在14日以内) は、条件付きで入国許可が取れば渡航可能。 ・ワクチンの2回接種を終えたマレーシアに住居がある外国人は、事前に保健省の許可を得ることで自宅隔離が可能。 ・雇用パス等の長期滞在パスの保有者 (新規取得者含む) は、「MyTravelPass」や「MyEntry」を通じた許可申請が不要。

※出所：外務省、在マレーシア日本国大使館



経済活動再開の状況

経済活動の状況
主要規制・制限
<p>マレーシアでは、パンデミックからの出口戦略として、4段階からなる「国家回復計画」(NRP) を2021年6月に発表。感染状況に応じて、経済活動と社会活動の段階的な緩和を行ってきた。①1日当たりの感染者数、②公衆衛生システムの状況および集中治療室 (ICU) の利用状況、③ワクチン接種を完了した成人の人口比率、を指標に目標値を設定し、目標を達成した時点で次フェーズへ移行。サラワク州とクランタン州が長くフェーズ3であったが、2022年1月3日以降全域がフェーズ4へ。</p> <p><国家回復計画 (NRP) フェーズ1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年10月1日以降、対象州なし。 <p><国家回復計画 (NRP) フェーズ2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年10月18日以降、対象州なし。 <p><国家回復計画 (NRP) フェーズ3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年1月3日以降、対象州なし。 <p><国家回復計画 (NRP) フェーズ4：マレーシア全域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての経済活動を再開。100%の出勤が可能に。 <p><<ワクチン接種完了者への措置>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年10月11日より、ワクチン接種完了者は州をまたぐ移動が可能に。また、マレーシア国民は同日以降、出入国申請システム「マイトラベルパス」の許可取得が不要。 ・10月16日以降、①全ての高速道路におけるサービスエリアの24時間営業が可能。②Grab等の配車サービスにおいて座席数まで乗車可能。 ・国家元首、大臣、国会議員、政府関係者等の公式訪問における一定の条件下での隔離期間免除の試験を実施。これを将来ビジネス渡航者にも拡大する予定。 ・10月18日以降、対面での会議や展示会等のビジネスイベントを許可。ただし、ワクチン接種完了者、検査キットによる事前検査、社会的距離の確保、マスクの着用、施設収容人数の50%上限が条件。 ・2022年1月3日以降、18歳以下に適用されていた規制が12歳以下に変更。例えばワクチン接種完了者である親が子連れで州間移動やワクチン接種完了者に認められた店舗への入店を行う際、13歳以上の子供については、本人がワクチン接種完了者となった場合にのみ規制緩和の対象となる。 ・2022年3月1日以降、ブースター接種済みの濃厚接触者は無症状であれば隔離不要。 ・4月1日以降、60歳以上の高齢者、またはシバック製ワクチンの2回接種を完了した成人は、ブースター接種を受けなければ「ワクチン接種完了ステータス」を喪失。
経済活動再開に伴う対応策 (感染防止策)
<ul style="list-style-type: none"> ・政府が定めた標準作業手順書 (SOP) の順守が条件。業種に限らず共通する主なSOPの内容は以下のとおり。 ・従業員が37.5度以上の発熱で、症状がある場合は業務を中止し、受診。 ・手指消毒の徹底/共有スペースを毎日3回消毒/1mの社会的距離の確保 ・小売業や飲食店では、従業員のマスク着用義務付け。 ・2022年2月11日以降、施設入場時の検温義務を撤廃。ただし検温継続自体は歓迎。 ・4月1日以降のSOPは、10項目からなる1本に集約される見込み (ビジネス短信)。



クアラルンプール事務所
調査担当
吾郷 伊都子

2022年4月1日以降、入国規制を撤廃

新規感染者数は高止まりしているものの、その多くが軽症・無症状。保健省は3月16日、感染者数がピークアウトしたとの見解を表明。3月27日時点で、18歳以上の成人人口に対するワクチン接種率 (2回接種) は97.5%。成人のブースター接種率は同日時点で66.4%。2021年8月以降徐々に活動制限の緩和が加速し、経済活動はほぼ正常化。4月1日以降はマレーシアがエンデミックへの移行期間へ入るとし、ワクチン接種を完了していれば隔離無しでの入国が可能となる。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

・製造業では、労働力不足や部材調達難による生産低下が課題。政府による操業規制緩和、ワクチン接種率向上により出勤率はほぼ平時に戻ったが、感染拡大防止のための対応や政府による監視は続く。サービス業の在宅勤務や外出自粛は緩和し、ビジネスへの影響は解消に向かっている。

サプライチェーン、物流への影響

・航空貨物において、直行便の減便により、輸送コスト高騰が継続。
・2020年10月頃からコンテナ不足や中国からの貨物増加の影響で、海上輸送の遅れや抜港などによりスケジュール通りの出荷や部材調達ができない状況が発生。2022年以降も問題は解消しておらず、コスト増や船便確保が長期的な課題に。
・労働力不足、部材調達難、感染対策措置、政府による監視継続等により、操業が不安定な状況は残っている。

現在抱える課題、懸念

・国内外需要の回復や出勤率上昇に伴い、労働力不足および部材調達難が顕在化。
・感染拡大防止に伴う政府監視や操業停止命令などは、依然として一定程度継続。
・SOP順守にかかるコスト、家賃や従業員の給与などの固定費が企業財政を圧迫。売上減少の長期化、マレーシア政府による中小企業向け経済支援策の対象に外資企業が含まれない等の理由から、進出中小企業を中心に、資金繰り難が深刻化。
・とりわけ外国人労働者の雇用再開が大きな課題。政府は2022年に入り新規申請の受付を開始したが、実際に採用に至るまで長期間を要するとの懸念も。

J ジェトロからのお知らせ

イベント情報

以下イベントページから、最新情報をご確認いただけます。

<https://www.jetro.go.jp/eventstop/events/asia/my>

メールマガジン「ジェトロ・クアラルンプールからのお知らせ」

政府発表やWEBセミナーなどの情報を随時配信します(随時配信)

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/my_kualalumpur/mail.html



現地政府の企業支援策 (進出日系企業を対象に含むもの)

経済支援策

支援概要

賃金補助制度

観光業に従事する従業員1人につき賃金の一部を補助。2022年1月より第5弾の制度が開始。

雇用促進

失業者や障がい者、原住民、元受刑者あるいは1年間以上未雇用女性、シングルマザーなどの新規採用に対して、最大12カ月の補助金を支給。

新型コロナウイルス関連支出の税控除

新型コロナウイルスのブースター接種にかかる費用に対して税控除。

自動車業界の支援

国内組立車、輸入車の売上税(10%)を減免⇒2022年6月末まで延長

経済活動再開に向けた支援

SOPに準拠するために行った事業所改修にかかる費用に対する税控除
従業員寮の賃借料に対する二重控除の延長

外国直接投資促進

・マレーシアに拠点を移転する製造業の新規投資向け：3億リンギ以上の投資に対し、10～15年の法人税免除
・マレーシアに拠点を移転する既存企業の製造業投資向け：3億リンギ以上の投資に対し、100%の投資税額控除5年間⇒上記2点は、2021年予算案により2022年末まで申請延長。
・既存企業の再投資(製造業、特定農業)向け：2022～24課税年度の特例再投資控除

出所：マレーシア財務省

ウェブ特集「新型コロナウイルス感染拡大の影響」

新着ニュースや制限・規制情報など、特設ページで情報発信(毎日更新)

https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_my

お問い合わせ

(国内)

新型コロナウイルス相談窓口
TEL : 03-3582-5651

(平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日を除く))

(海外)

在マレーシア日系企業相談窓口
ジェトロ・クアラルンプール事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/my_kualalumpur/info/20200521.html